

公益社団法人日本看護科学学会 研究助成規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という。）は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。看護実践の高度化・複雑化が加速する中、この目的を達するためには看護実践の科学的根拠を創出する看護学研究のさらなる質的向上が急務である。本規程は、定款第3条の事業内容に基づき、挑戦的・戦略的な看護学研究活動の推進をもって、看護学の発展、大学院生やポストドクターの育成及び支援に資することを目的とする。これを達成するための助成金を支給するに必要な事項について以下の通り定めるものである。

(助成の種別)

第2条 助成制度の名称は、「日本看護科学学会研究助成（以下、「助成」という。）」とし、次のとおり助成を行う。

- (1) 正会員（大学院生・ポストドクター）が研究を行うための挑戦的課題研究助成
- (2) 正会員（除く大学院生・ポストドクター）が研究を行うための指定課題研究助成

(助成金額)

第3条 年間の助成金額は、本会の当該年度の予算に従い行う。ただし、原則として財源については研究助成資金取扱細則に定める特定費用準備資金から使用するものとする。

(助成金支給の期間)

第4条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として助成決定通知の日から起算して1年間とする。

(助成金支給の申請と決定)

第5条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書を本会の理事長に提出しなければならない。また、決定は、研究助成選考細則により「研究助成選考委員会」での選考を経た後、理事会での承認を得て決定するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者（以下、「受給者」という。）への助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

2 受給者が所属する大学等の機関が、助成金を管理し、間接経費等を徴収するとき、免除減免措置の制度がある際には、原則としてこれを申請するものとする。

(承認等の事項)

第7条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて理事長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった内容を中止または延期しようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった内容が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の義務)

第 8 条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究の遂行
- (2) 助成金の適正な管理、使途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出（原則）
- (3) 成果を記載した研究報告書の提出
- (4) 本会学術集会における成果の発表
- (5) 本会助成制度により得た成果公表にあたってはその旨を表示
- (6) 法令、本会の諸規程および研究倫理の順守

(研究報告書の提出)

第 9 条 受給者は理事長に研究報告書の提出し、これをもって助成金支給の対象となった研究の完了とする。

(助成の取り消し)

第 10 条 理事長は、受給者が第 8 条の義務を果たせないと認めたとき、助成金支給の決定を取り消すことができる。

2 取り消し決定の処分を行った場合には、理事会へ報告する。

3 第 1 項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して 30 日以内にその金額を返還しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規程にない事項については、理事会の決議によりこれを決定する。

(その他)

第 12 条 この規程にあるもののほか、この助成制度の実施に関し必要な事項は別に理事長が定めるところとする。

附則 この規程は、2022 年 6 月 30 日より施行する。

附則 この規程は、2024 年 6 月 15 日より施行する。